

南相馬市復興支援員設置要綱

平成28年5月31日

告示第149号

(設置)

第1条 南相馬市復興総合計画に基づき、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から、復興に伴う地域力の再生・維持・強化に資する活動を通じて、地域コミュニティ再構築を図るための南相馬市復興支援員（以下「復興支援員」という。）を置く。

(復興支援員の業務)

第2条 復興支援員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 地域コミュニティへの支援業務
- (2) 地域の復興及び再生の支援業務
- (3) 地域の情報収集及び情報提供の活動業務
- (4) 定期的な活動計画作成及び活動報告業務
- (5) その他、地域コミュニティ再構築に必要と認められる業務

(復興支援員の委嘱)

第3条 復興支援員は、次に掲げる要件を備えている者のうちから、市長が委嘱するものとする。

- (1) 前条に規定する復興支援員の業務の遂行に必要な知識及び技能を有すること。
- (2) 健康で、かつ、意欲を持って業務を遂行すると認められること。

(復興支援員の委嘱期間)

第4条 復興支援員の委嘱期間は、原則として委嘱の日から翌年3月31日までの1会計年度とする。

2 前項の委嘱期間終了後、更に1会計年度ずつ最長4会計年度まで延長できるものとする。

(復興支援員の解嘱)

第5条 市長は、復興支援員が、次のいずれかに該当すると認めるときには、第3条の規定による委嘱を解くことができる。

- (1) 復興支援員から辞任の申出があったとき。
- (2) 傷病等により復興支援員の活動が継続できないとき。
- (3) 復興支援員としてふさわしくない行為があったとき。

(秘密の保持)

第6条 復興支援員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委嘱期間を満了した後及び前条の規定により解嘱された後においても同様とする。

(復興支援員の任命)

第7条 復興支援員は、前4条の規定にかかわらず、南相馬市賃金支弁職員雇用等管理規程（平成18年南相馬市訓令第54号）第2条第1項に規定する賃金支弁職員のうちから市長が任命することができるものとする。

(業務の委託)

第8条 市長は、復興支援員の活動を推進するため、地域コミュニティ再構築に寄与するこ

とができると認める団体に、次に掲げる業務を委託することができる。

- (1) 復興支援員の活動支援業務
- (2) 復興支援員の活動計画作成及び活動報告業務
- (3) 復興支援員の活動状況及びその成果等の情報発信業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年6月1日から施行する。